



佐賀県公報

平成18年
8月7日
(月曜日)
第12789号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

○道路の区域の変更	(五〇五・道路課)	一
○大規模小売店舗の新設に関する公示	(商工課)	一
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築住宅課)	三
○	()	三
○	()	三

○ 告 示

●佐賀県告示第五百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年八月七日から平成十八年九月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年八月七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名

道路の種類及び路線名	区間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
県道 北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字白壁字三本松八五二番二地先から三養基郡みやき町大字白壁字三本松八四六番二地先まで	前	一七・五	二九・二
		後	一五・四	
川線	三養基郡みやき町大字白壁字三本松八五二番二地先から三養基郡みやき町大字白壁字三本松八四六番二地先まで	前	一四・八	二九・二
		後	一三・九	

○ 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成18年8月7日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 兵庫北43街区SC
佐賀市兵庫町43街区

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

(ウ) 大和工商リース株式会社
代表取締役社長 梶本 六夫

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

<p>(イ) ナチュラル株式会社 代表取締役社長 森 信 福岡県朝倉市一ツ木2140-2</p> <p>イ 大規模小売店舗において小売業を行う者 (ウ) 株式会社フタタ 代表取締役 二田 孝文 福岡市中央区天神三丁目1-1</p> <p>(イ) 株式会社ワックハウス 代表取締役 栗原 勝利 東京都杉並区梅里一丁目7番7号</p> <p>(ウ) ナチュラル株式会社 代表取締役社長 森 信 福岡県朝倉市一ツ木2140-2</p> <p>(3) 大規模小売店舗の新設をする日 平成18年12月23日</p> <p>(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,196平方メートル</p> <p>(5) 大規模小売店舗の新設の配置に関する事項 ア 駐車場の位置及び収容台数 建物北側 80台 イ 駐輪場の位置及び収容台数 紳士服のフタタ棟北側 6台 ワックハウス棟北側 6台 ドラッグストアモリ棟北側 11台 合計 23台 ウ 荷さばき施設の位置及び面積 紳士服のフタタ棟北側 36平方メートル</p>	<p>ワックハウス棟南側 30平方メートル ドラッグストアモリ棟南側 34平方メートル 合計 100平方メートル</p> <p>エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 紳士服のフタタ棟北側 3.29立方メートル ワックハウス棟南側 2.89立方メートル ドラッグストアモリ棟南側 4.73立方メートル 合計 10.91立方メートル</p> <p>(6) 大規模小売店舗の新設の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (イ) 株式会社フタタ 午前10時から午後8時まで (ウ) 株式会社ワックハウス 午前9時から午後9時まで (ウ) ナチュラル株式会社 午前9時から午後11時まで</p> <p>イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後11時30分まで</p> <p>ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 敷地北側 2か所 敷地東側 1か所 合計 3か所</p> <p>エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで</p> <p>2 届出年月日 平成18年7月25日</p> <p>3 関係書類の縦覧</p>
---	--

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成18年8月7日から

平成18年12月6日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に提出してください。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年8月7日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
25	唐津市和多田先石3736番6及 ひ3736番17	平成18年 7月28日	6.00	67.13

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年8月7日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
23	武雄市朝日町大字中野字藤田 5711番4	平成18年 7月27日	5.00~6.18 (5.00~6.03)	35.09

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年8月7日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	神埼市神埼町鶴字鶴籠2842番 2	平成18年 7月27日	5.00	15.85

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年八月七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷